

令和6年3月21日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市長良川鶉飼伝承館（以下「伝承館」という。）内に設置したイベント用コンセント盤（以下「電源盤」という。）の電気使用（以下「電気使用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用場所)

第2条 電気使用する場所は、伝承館内及びぎふ長良川鶉飼水辺エリア占用区域使用要領（以下「使用要領」という。）に定める占用区域（以下「占用区域」という。）とする。

(使用時間)

第3条 電気使用の時間は、午前9時から午後9時までとする。

(使用の申請及び承認)

第4条 電気使用するときは、書面による申請の場合は使用開始日の2週間前までに、電子情報処理組織による申請の場合は使用開始日の7日前までに使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。なお、占用区域で電気使用する場合は、使用要領に規定する使用承認を受けるものとし、電気使用する場所、用途等が記載された配置図を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(承認の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動に使用しようとするとき。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力団不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 占用区域の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(変更の申請及び承認)

第6条 第4条第2項の規定による承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ使用変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。なお、使用するコンセントの口数を増やす場合は、書面による申請の場合は使用開始日の2週間前までに、電子情報処理組織による申請の場合は使用開始日の7日前までに申請するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。また、使用するコンセントの口数を減らす場合は、使用開始日の7日前までに申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用変更（中止）承認書（様式第4号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(使用の承認の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害があっても、市は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により、その承認を受けたとき。
- (3) 第8条に規定する電気使用料の支払い手続きが確認できないとき。
- (4) 占用区域で使用する場合において、使用要領に規定する使用中止の承認または使用の承認の取消しがなされたとき。

(電気使用料)

第8条 使用者は、使用開始日の前日までに別に定める額の電気使用料を納付し、納付書による支払いの場合は、当該期日までに市長に領収書を提出しなければならない。なお、使用開始日の前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、市長が指定する日までに納付するものとする。

2 電気使用料をオンライン決済する場合は、前項の規定にかかわらず後納することができる。ただし、使用開始日の前日までに決済手続を完了するものとする。使用開始日の前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、市長が指定する日までに決済手続を完了するものとする。

3 納入又は決済手続が完了した電気使用料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用開始日の7日前までに使用変更（中止）承認申請書を市長に提出したとき。
- (2) 岐阜市に暴風、大雨、洪水警報のいずれかが発令され、使用することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

4 市長が特に必要と認める場合は、第1項に規定する電気使用料を減免することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、電源盤の損傷が判明した時は、直ちに市長に届け出なければならない。また、その責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 第4条及び第6条の規定による申請については、これらの規定にかかわらず、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。